

# 米沢市衛生組合連合会愛宕支部規約

## (名称)

第1条 この支部は米沢市衛生組合連合会愛宕支部と称し、愛宕地区各町内衛生組合を以って組織し、事務所を支部長宅に置く。

## (目的)

第2条 この支部は米沢市衛生組合連合会と連携のもとに、市衛生行政に協力しながら、愛宕地区の公衆衛生の向上に努めることを目的とする。

## (事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 地区内の公衆衛生にかかわる事
- 2 防疫事業推進にかかわる事
- 3 成人病対策にかかわる事
- 4 その他目的達成のため必要な事項

## (役員)

第4条 この支部の役員は次の通りとし、別表の方式により総会で選出する。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 2名
- 3 会計 1名
- 4 幹事 若干名
- 5 監事 2名

## (役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に交代する場合はその残任期間とする。

## (役員職務)

第6条 役員職務は次の通りとする。

- 1 支部長は支部を代表し会務を総括する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は支部の会計事務を担当する。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 幹事は事業の推進に協力する。

## (会議)

第7条 この支部の会議は役員会及び総会とし、支部長が招集し議長となる。

## (総会)

第8条 総会は各町内衛生組合長および代議員を以って構成し、次の事項を議決する。

- 1 事業報告
- 2 事業計画
- 3 予算及び決算に関すること
- 4 規約の改廃に関すること
- 5 その他必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、支部長、副支部長、会計、監事をもって構成し、会計監査の実施、総会提出議案の審議を行うほか、急を要する事項を協議するが、内容によってはこの会で決定することができる。

(経費)

第10条 この支部の経費は協力金、助成金、寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第11条 この支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 この規約は平成2年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成4年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成6年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成21年4月1日から施行する。

付則 この規約は平成23年4月1日から施行する。

付則 この規約は令和3年4月1日から施行する。

付則 この規約は令和5年4月1日から施行する。

別表 役員を選出方法

平成23・24年度の役員を基準とし、順に回るものとする。ただし、支部長については、立候補者あるいは適任者がいる場合には、その他の役員だけを別表の通りに選出し、支部長の選出の順番を保留する。

	町内	23・24年	25・26年	27・28年	29・30年	31・R2年	R3・R4年
1	笹野町	副支部長			会計		監事
2	古志田町	副支部長			支部長		
3	遠山町		副支部長			会計	
4	直峰町	監事	副支部長	婦人部長		支部長	
5	御廟2南	監事	監事	副支部長			会計
6	五反田町		監事	副支部長	婦人部長		支部長
7	けやき町			監事	副支部長		
8	青葉町	会計		監事	副支部長	婦人部長	
9	学園町	支部長			監事	副支部長	
10	堀川町		会計		監事	副支部長	婦人部長
11	林泉寺ニュータウン		支部長			監事	副支部長
12	林泉寺1・2丁目			会計		監事	副支部長
13	林泉寺			支部長			監事

	町内	R5・R6年	R7・R8年	R9・10年	R11.12年	R13.14年	R15・16年
1	笹野町	副支部長			支部長		
2	古志田町	監事	副支部長			会計	
3	遠山町	監事	副支部長			支部長	
4	直峰町		監事	副支部長			会計
5	御廟2南		監事	副支部長			支部長
6	五反田町			監事	副支部長		
7	けやき町	会計		監事	副支部長		
8	青葉町	支部長			監事	副支部長	
9	学園町		会計		監事	副支部長	
10	堀川町		支部長			監事	副支部長
11	林泉寺ニュータウン			会計		監事	副支部長
12	林泉寺1・2丁目			支部長			監事
13	林泉寺	副支部長			会計		